

法人だより



『くらぶち英語村』開村

表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会
平成31年度 税制改正要望意見書

事業承継税制はどう変わったのか

プレゼンに役立つ
「成功話術 10の鉄則」

第9回税に関する絵はがきコンクール
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

7月

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
- 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月17日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日まで納付)
- 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…7月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日

8月

- 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において都道府県の条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…8月31日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人、個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 個人事業者の30年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

9月

- 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月1日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月1日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月1日
- 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月1日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月1日
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月1日

目次

税務カレンダー	1
平成30年度定時総会概要報告	2
春の表彰等受賞者紹介	5
平成31年度税制改正に関する提言	6
健康情報 『「石垣が教えてくれる」仕事の意味と役割』	9
経営のヒント	
プレゼンに役立つ「成功話術10の鉄則」	10
事業承継税制はどう変わったのか?	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞作品紹介	13
企業の税務コンプライアンス向上のために	15
部会だより	16
会員企業紹介	17
地区会だより・新会員・部会員紹介	18

最近の話題から	
スーパーゼネコンのリニア談合事件	19
高齢者の立場で見る「ダイバーシティ経営」と「働き方改革」	20
税理士会コーナー	
税理士会からのお知らせ	21
経営寸話【税理士 山本享靖】	22
税務署コーナー	
平成31年1月からe-Taxの利用手続がより便利になります	23
平成31年1月からいつでもどこでもスマホで申告	24
「不動産譲渡契約書」及び	
「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長について	25
お知らせ・表紙説明	26

総会
概要報告

平成三十一年度一般社団法人高崎法人会 定時総会を、去る五月二十三日（水）午後四時より、ホテルグランビュール高崎にて、ご来賓並びに会員・役員約二八〇名が参加して開催され、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

挨拶の中で横田会長は、消費税の増税や、事業承継税制の改正に向けて会員の皆様の不利益とならぬ様研修会を充実させていきたいと述べました。



横田会長



議案を承認

議案第一号

平成二十九年収支決算承認の件

（二十九年度収支決算に関する監査報告）

議案第二号

役員の一部変更承認の件

報告事項

- ①平成二十九年事業報告
- ②平成二十九年事業計画及び収支予算

※議案の概略については三・四頁参照。
※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

表彰式

議事終了後、表彰式が行なわれ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。

高崎税務署長、税理士会高崎支部長が祝辞



竹田高崎税務署長

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、竹田高崎税務署長、高橋税理士会高崎支部長より、ご祝辞を頂戴しました。



企業のために、
経営者とともに。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

貸借対照表

—平成30年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	6,609,496	7,309,260	△ 699,764
前払金	9,179,212	7,449,836	1,729,376
流動資産合計	15,788,708	14,759,096	1,029,612
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,765	700,705	60
周年行事引当資産	4,566,677	4,566,290	387
退職給付引当資産	5,611,021	5,110,771	500,250
財政調整引当資産	5,000,000	4,000,000	1,000,000
地区会・部会引当資産	4,087,627	4,437,394	△ 349,767
特定資産合計	19,966,090	18,815,160	1,150,930
(3) その他固定資産			
什器備品	193,373	239,516	△ 46,143
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,648,157	2,694,300	△ 46,143
固定資産合計	29,614,247	28,509,460	1,104,787
資産合計	45,402,955	43,268,556	2,134,399
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	460,023	264,936	195,087
流動負債合計	460,023	264,936	195,087
2. 固定負債			
退職給付引当金	5,611,021	5,110,771	500,250
固定負債合計	5,611,021	5,110,771	500,250
負債合計	6,071,044	5,375,707	695,337
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	39,331,911	37,892,849	1,439,062
一般正味財産合計	39,331,911	37,892,849	1,439,062
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(14,355,069)	(13,704,389)	650,680
正味財産合計	39,331,911	37,892,849	1,439,062
負債及び正味財産合計	45,402,955	43,268,556	2,134,399

平成29年度正味財産増減計算書

—自平成29年4月1日～至平成30年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	595	1,485	△ 890
特定資産運用益	939	2,826	△ 1,887
受取会費	29,053,000	29,182,000	△ 129,000
事業収益	854,000	847,500	6,500
受取補助金等	17,895,077	17,893,465	1,612
受取負担金	10,396,930	11,221,160	△ 824,230
雑収益	1,318,505	1,268,080	50,425
【経常収益計】	59,519,046	60,416,516	△ 897,470
(2) 経常費用			
事業費	49,873,615	53,567,697	△ 3,694,082
(税の啓発活動費)	6,880,417	7,890,054	△ 1,009,637
(税務経営支援事業)	155,520	155,520	0
(地域社会貢献事業)	3,332,534	4,765,589	△ 1,433,055
(会員増強事業)	457,689	246,102	211,587
(会員支援事業)	801,876	812,336	△ 10,460
(地区会・部会支援事業)	16,729,263	19,125,769	△ 2,396,506
(按分共通費用)	21,516,316	20,572,327	943,989
管理費	8,206,369	8,128,807	77,562
【経常費用計】	58,079,984	61,696,504	△ 3,616,520
【当期経常増減額】	1,439,062	△ 1,279,988	2,719,050
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	1,439,062	△ 1,279,988	2,719,050
【一般正味財産期首残高】	37,892,849	39,172,837	△ 1,279,988
【一般正味財産期末残高】	39,331,911	37,892,849	1,439,062
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,924,800	15,636,800	288,000
一般正味財産への振替額	△ 15,924,800	△ 15,636,800	△ 288,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	39,331,911	37,892,849	1,439,062



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成28年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
TEL 027-223-5260



平成30年度収支予算書

—自平成30年4月1日～至平成31年3月31日—

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	29,600,000	29,800,000	△ 200,000
事業収益	890,000	890,000	0
受取補助金等	17,905,700	17,477,800	427,900
受取負担金	11,770,000	9,790,000	1,980,000
雑収益	1,260,000	1,260,000	0
【経常収益計】	61,435,700	59,227,800	2,207,900
(2) 経常費用			
事業費	57,392,700	54,034,600	3,358,100
(税の啓発活動費)	7,338,000	7,128,000	210,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	4,040,000	4,680,000	△ 640,000
(会員増強事業)	420,000	620,000	△ 200,000
(会員支援事業)	660,000	660,000	0
(地区会・部会支援事業)	22,320,000	18,880,000	3,440,000
(按分共通費用)	22,454,700	21,906,600	548,100
管理費	8,505,300	8,963,400	△ 458,100
【経常費用計】	65,898,000	62,998,000	2,900,000
【当期経常増減額】	△ 4,462,300	△ 3,770,200	△ 692,100
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 4,462,300	△ 3,770,200	△ 692,100
【一般正味財産期首残高】	39,331,911	37,892,849	1,439,062
【一般正味財産期末残高】	34,869,611	34,122,649	746,962
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,337,700	15,924,800	412,900
一般正味財産への振替額	△ 16,337,700	△ 15,924,800	△ 412,900
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	34,869,611	34,122,649	746,962

表彰・感謝状
受賞者紹介

◎役員功労者表彰(9名)

浅海政幸(高崎)、岩井加代子(高崎)、関口朋克(高崎)、田口恵一(高崎)、前田昭一(渋川)、佐藤英樹(安中)、茂木重次(子持)、望月千年(新町)、若林富士夫(吉井)

◎組織充実

功労地区会表彰(1地区会)
「5年連続70%台維持」
伊香保地区会

◎会員増強目標達成賞

榛東地区会 (2地区会)
子持地区会

◎組織充実功労者表彰(7名)

木幡義(AIG) [5社以上]
高橋正光(税理士会) [2年連続3社以上]
川口昌啓(高崎)、柳澤佳雄(箕郷)、三俣実(榛東)、兵藤和男(子持) 高橋浩生(税理士会) [3社以上]

◎厚生制度

推進功労者感謝状(9名)

佐島美佐江(大同生命)、外所麗子(大同生命)、木和美(大同生命)、小山博之(AIG)、木幡義(AIG)、齊藤秀実(AIG)、勝見誠(アフラック)、福田貴子(アフラック)、三田洋一郎(アフラック)

◎優良経理担当者表彰(21名)

久保田靖悟(高崎)、塚越真美(高崎)、長野安子(高崎)、門馬麻生子(高崎)、

◎「一般表彰」

吉田美恵子(高崎)、細野幸子(群馬)、真田浩子(榛名)、信澤裕介(倉淵)、若林しづ子(吉井)

◎「特別表彰」

伊藤弘美(高崎)、小川通範(高崎)、金井栄(高崎)、黒澤弘枝(高崎)、五明俊(高崎)、杉山美香子(高崎)、干川幸苗(高崎)、吉田桂子(高崎)、清水友幸(箕郷)、富澤明子(榛東)、柳澤有佳(新町)、金澤典子(吉井)

(地区会別・五〇音順 敬称略)

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

春の表彰等受賞者紹介

（本年度春の表彰等の荣誉に浴された
役員の皆様をご紹介いたします。）
（敬称略・順不同）

高崎行政県税事務所長感謝状

羽鳥 武久



理事
高崎地区会豊岡支部長
（株）羽鳥鉄工所

丸山 忍



監事
安中地区会監事
（有）丸山製作所

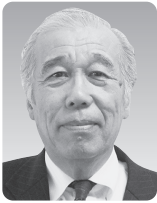
全法連功労者表彰

竹内 健



副会長
総務委員長
マクロ（株）

氷見 実



副会長
組織委員長
（株）氷見鉄工所

県法連功労者表彰

今井 健介



理事
北橋地区会長
（株）聖酒造

吉井 伸之



参事
高崎地区会西副支部長
（株）レンタルランド

萩原 永史



参事
安中副地区会長
（株）萩原建設



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金
口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付する
ことができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して
申告書等を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続き
が行えます。 ※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出
又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

平成31年度税制改正に関する提言〈抜粋〉

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に平成31年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国80万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

なお、全文につきましては高崎法人会HPにて掲載予定でございますので、ご参照ください。

1、はじめに

重要な産業基盤である中小企業の蘇生と活性化のために

東北大震災や熊本震災等々大規模震災の復興は遅々として道半ばの状態であり、多くのインフラが未整備のままとなっている。失われた住環境並びに生活

：傷ついた「ふる里」を蘇生させる為には、一段と寄り添った支援と復旧・復興の施策が必要かと考える。

一方、世界経済において内向き保護主義的な政策運営の台頭があり、グローバル化した経済環境に影を落とし、不確実性を増し始めてきている。交渉の軋轢は、相互に対抗措置の応酬と重なり、紛争の火種は自由主義貿易の構造に不安定さを増し、施策の不透明感も手伝い、グローバルに連鎖している世界経済に軋みをもたらしている。

くく中略くく

消費税軽減税率制度の導入が間近に迫る中、消費税の税率引き上げに伴う事への事務処理対応も、事務負担増に加え、大きな負荷となっている現状がある。

消費税の増税や軽減税率導入に伴うインボイス制度導入等々に対する事務処理

の負荷、より厳しさが続く取引環境、雇用情勢など導入課題問題は山積みである。

あわせて、国内の経済環境では、個人消費は横ばいの状況が続いており、偏りのある消費性向も指摘され、わが国の経済成長の下振れが懸念されるところとなつている。景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起するとともに、消費税率引き上げの環境整備を行う観点から、行政手続の簡素化、人材育成・労働生産性向上等々並びに中小企業の事業承継に資する税制措置を整備することが最重要な課題となる。

わが国の中小企業は、雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献しているが、大企業とは異なる中小企業の特長である多様性並びに柔軟性を生かし、さらに活発に活動できる事業環境を整備する等中小企業の特長に着眼した税制の実現が必要であると考ええる。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企

業の特性に着目し、成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業承継には新たな支援が必要であり、幅広く、手厚く施される時でもある。

経営者層の高齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。

家族間の相続等の課題もあり、新たな制度を立ち上げ、事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに社会を支え続けてきた地域基盤が崩壊の危機に曝される事になる。

地域社会を支えてきた中小零細事業者にとつて、雇用確保もままならぬ状態が続いており、持続的な成長に必要とされる働き方改革等々も給与等の増額も果たせない状況下にある。事業の継続にも、今後の景気動向は厳しく、依然として予断は許されない状態であり、重要な産業基盤である

中小企業の蘇生と活性化のための更なる税制支援が求められる。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。役所の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念がでており、官僚の跋扈が見え隠れしている。昨今の不祥事で国民からの信頼感が

大きく損なわれている。

国民に痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。
- ⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行し

つつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであるし、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を実行し、改革を断行する事につぎ。

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならぬと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、か

つ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

(3) 中小企業の

法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、① 現行800万円の軽減税率適用所得金額を4000万円程度に引き上げ、現在15%(時限的)の軽減税率を更に一段と引き上げる。

(2) 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元気の出る税制にすべきである。

(4) 不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

(5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取

引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じた社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によつて二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、800万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

「事業承継関係」について

(6) 相続税

事業承継の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者(相続人)の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となつており、事業承継の推進を図る上で、農業相続

人の特例農地並みの評価とすること。

(7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等の適用を考慮し、更なる緩和並びに実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

(9) 相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によつて取得した資産(土地・建物・有価証券他)の取得価格は、相続

税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

〔その他〕

(10)消費税

税率を上げるとは、中小零細企業者にとって、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買ったとき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。そのため、簡易課税のみなし仕入率や事業者免税点制度、中小零細事業者の膨大な事務量の増加を伴う軽減税率導入の取り止め等、民意を反映し、再度検討する必要がある。

(11)二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(12)個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13)年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14)少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができると環境づくりが必要である。

(15)印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書

の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止をする事を強く求める。

〔地方税関係〕について

(16)固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17)事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を強く求める。

②中核都市（人口30万人以上）等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を強く求める。

(18)外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

〔電子申告・電子納税〕e-Taxとe-LITAXについて

(19)電子申告の規格統一

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、e-Taxとe-LITAXの規格を統一すべきである。

(20)電子申告の利用促進

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

〔共通番号制度〕について

(21) 共通番号制度

共通番号制度は、すでに動き出しているが、その取扱い方法や取扱う人の認識により、その扱い方が全く違ったものとなっている。信頼性を確保した推進並びに執行を望む。公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。

また、公務員であるから大丈夫という間違つた感覚で取扱う場合も散見され、データの漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

「石垣が教えてくれる」 仕事の意味と役割

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆単調な仕事、職場では必要な存在です、と訴えたAさん

機械部品製造の工場に勤務して3年。20代前半の男性Aさんは、半年の研修を経て工程管理部に配属されました。製造現場ではありません。工場にとって大事な部署ですが、現場経験のないAさんには戸惑うことの多い毎日でした。生産目標達成のために各部門の機械はちゃんと作動しているか、トラブルはないか、などの報告を受け、事故防止策を講じるのがこの部署の役目です。

Aさんは事務室と製造現場を何度も往復して書類の手渡し、時には上司からの指示を口頭で伝達すること

が仕事でした。現場の先輩からは「楽だな。それで給料をもらえるんだから」と嫌味も言われました。同じことの繰り返しですが、1年、2年と続くときさすがに意欲も萎えてきて、もうここには必要とされていないと思いはじめました。考えがネガティブになると、眠れない毎日にもなります。休日は全国あちこちのお城見物が趣味でしたが、その楽しみにも気分が乗らなくなりました。

◆話のきっかけは相手から
そこを見逃さないことも
大切

うつむきながら仕事への不満をポツリポツリ語るAさん。じっくり話を聴き、

前向きになるきっかけはないか、あれこれ考えました。お城見物が好き、という言葉からふと思いつくことがありました。それは石垣です。「お城か、みんな好きだよ。お城の石垣を見てごらん。大きな石、小さな石、様々な石で石垣ができています。それぞれ役割があるんだ。最近行ったのはどこかな」と質問しました。即座に「はい、熊本城です」という言葉が返ってきたのです。話のきっかけを相手提供してくれたケースでした。

熊本？と聞き出そうとすると、間を置かないで「ええ、地震でめちゃくちゃになった熊本城です。復興がどこまで進んでいるか、どうしても見たかったんです」という。話し方が弾んでいたのでもう一安心。いつのまにか仕事から離れた城談議になりました。

弘前城、松本城、金沢城、彦根城、姫路城、松江城などいくつもの城の名前が出て、桜、紅葉、冬などの季節にあった城はどこかで、話が広がりました。

◆意味のない仕事はないことを忘れないように

この石垣の話は、以前方カウンセラー仲間から教えてもらいました。「石垣の石にはそれぞれ役割があるように、人間の組織も同じ。一人ひとりの持ち味を活かすことが肝心。これが『石垣理論』という内容です。そして、外国の城と比べて日本の城の違いについても話が進みました。ここでもAさんが積極的でした。「実際に見えていないのですが、外国の城の石積みは幾何学的な感じがします。工業高校を出ているので何となく分かります。ピラミッドも同じでしょうか」とやや専門的になった。

その話を受け継いで「いいところに気がついたね。日本の石垣は小さきまざま

な石をうまく使っている。まず、基礎の大きな石をしつかり組むことが大切。石垣が崩れないようにするために一番大切なものが裏込石と呼ばれている石なんだ。石垣の裏側に積み込まれる小石のこと。これが不十分だと大雨で崩壊することもある」と説明し、「この話を職場に当てはめてみよう。裏込石にあたる人はたくさんいるはず。目立たないけれどもしつかり役割を果たしている人が必要だ。仕事にはすべて意味がある。そこを忘れないように」と語った時、Aさんは小さくうなずきました。どの職場も、裏込石にあたるメンバーを大切に作る組織であってほしい、と強く思います。



プレゼンテーションは、自社の商品・サービスをお客様に伝える上で、営業・販売を担当する人には欠かせないスキルです。

相手から与えられた貴重な時間で、いかに相手の心を動かす話を出来るか、がプレゼンテーションを行な

らい、商談コミュニケーションがスムーズに運ぶためのスピーチと姿勢を10カ条に整理してみましたので、ビジネス活動に活かすとともに、部下指導に役立てていただけたら幸いです。

1. その場にふさわしい話題を取り上げる

プレゼンに役立つ

成功話術

10の鉄則

(株)クオレ・コーポレーション 講師
中村 真理

う上で、最も重要です。

相手の心を動かしてこそ、ビジネスは成功するのです。

加えて、営業・販売は、お客様に対する社長の想いを語る代弁者であることも肝に銘じ、この人から買いたい！、この会社なら大丈夫！、という信頼感を与えられる営業を展開できるかが、成功の鍵になります。

相手に好印象を抱いても

……相手が和める話題や相手の関心に合わせた話題選びが大事です。

そのために、クライアアント、そしてキーマンとなる人の情報を事前に収集・整理しておくことも重要です。

2. 年齢にあった話題を探し、背伸びをしない

……相手の年齢層を考え話題を選ぶことは大切ですが、誤り顔の背伸びは禁物です。

自分の言葉で無理のない話題の提供が好印象を与える結果になります。

3. 何を言いたいのか、結論を自分自身で常に把握しておく

……商談では購入に関心を持ってもらうために、相手にどうメリットがあるのか、勧める立場の結論をしっかりと把握して臨むことです。

結局何が言いたかったのか分らないということのないように注意したいものです。

4. 時間を考慮して話を進める

……相手にも時間の制約があります。ダラダラとした長い時間を要したのでは逆効果です。

相手が確保できる時間を聞いて、許された時間で話の組み立てをすることが大事です。質疑応答の時間をとることも忘れないでください。

一方的に説明して終わり、では相手の満足は得られません。

5. 自分の経験談、印象に残った話、感動した話が好印象を与える

……相手の心を動かす上では、自分の実体験や自分で感じたことを伝えることが効果は高まりますし、説得力もあります。

6. どんな場合もぞんざいな話し方にならないよう、尊敬語・丁寧語を使う

……丁寧な言葉遣いは、話者の品格を伝えますし、好印象を与えることにもなります。

どんなに親しくなっても、立場の違いを意識した言葉遣いは必要です。

7. 体を揺らす、手足をみだりに動かす等、落ち着いた態度をとらない

……落ち着かない態度は、相手に信頼感を失わせます。

日頃から話をする場合、自分がどんな癖を持っているのかを把握しておくことで立ちます。

8. 資料を見るのは3割、7割は相手（前方）を見ながら話す

……資料を見ながら下を向いたまま話をしてしまうと、こちらが本当に伝えたいことがなかなか相手に伝わりませんし、説得力に欠けてしまいます。

相手に自信のなさを伝えることにもつながります。

説明する商品などの知識やデータについては、予め勉強して頭に入れて臨むことです。

9. 主役がいる場合は、基本的に主役に体を向けて話す

……購入についての意思決定を持っている人が主役です。

その主役に体を向けて、きちんと誠実に話すことで、より一層誠意が伝わります。

10. その場の雰囲気にかき合う服装をする

……プレゼンテーションを行なう際の場所の広さや集まる人数、どのような人が参加するのかなどの情報を事前に収集し、その場にあった服装を心掛けましょう。

平成30年度税制改正

事業承継税制はどう変わったのか？

税理士 生沼寛隆

中小企業経営者の高齢化が急速に進展する中、後継者が未定となっている中小企業の割合も年々高まり、今や日本企業全体の3分の1に達していると言われています。

一方で、税制面での事業承継支援策である事業承継税制は、過去の改正で要件が緩和されてきたものの依然としてハードルが高く、適用を受ける企業は限られていました。

そこで、より一層制度の利用が進むように、10年間で事業承継税制が大幅に拡充されることになりました。

改正のポイントとしては、平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う場合に、
①税制のカバー率が100%となることで、承継時の負担がゼロ

②雇用確保要件の弾力化
③最大3名までの後継者に対する贈与・相続も対象
④経営環境の変化に対応した減免制度の創設
⑤納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大、があります。

1. 税制のカバー率が100%へ

従来は、納税猶予が適用される割合は「発行済議決権株式総数の3分の2」×「80%」＝約53%にしか過ぎず、残り47%部分については納税が必要となり、税負担が大きくなってしまいうというデメリットがありました。

一方で拡充後は、株式数の上限が撤廃され（3分の2↓3分の3）、猶予割合も100%に拡大されたことで、事業承継に係る贈与税・相続税の負担をゼロにすることが可能となります。

2. 雇用確保要件の弾力化

従来は、事業承継後5年間の平均で、雇用の80%を維持することが求められていました。そのため、仮に80%を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付する必要があります。

一方で拡充後は、雇用の80%維持ができなかった場合でも、維持できなかった理由を記載した書類（認定経営革新等支援機関の意見の記載が必要）を都道府県に提出することで、納税猶予を継続させることができます。

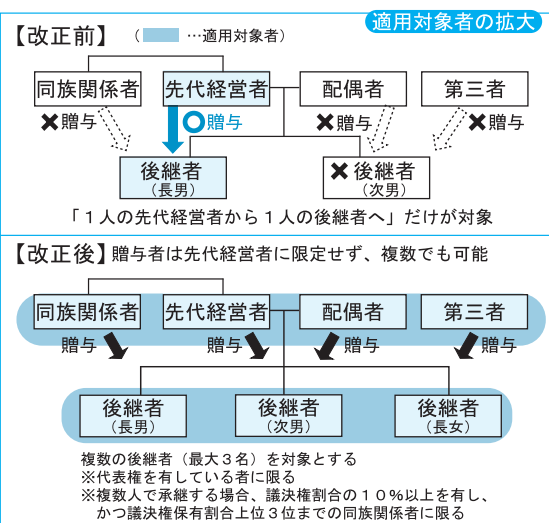
中小企業にとって雇用の確保は困難な問題である場合が多いため、制度の適用を判断する際の重荷が一つなくなることで、制度の利用がしやすくなります。

なお、雇用維持ができなかった理由が経営悪化等の場合は、認定経営革新等支援機関の指導助言を受け、都道府県に提出する書類にその内容を記載することが必要になります。

3. 適用対象者の拡大

従来は、1人の先代経営者から1人の後継者への贈与・相続のみ対象となっていました。

一方で拡充後は、贈与者は先代経営者に限定されず、また複数の後継者（最大3名）への承継も対象となります。（ただし対象となる

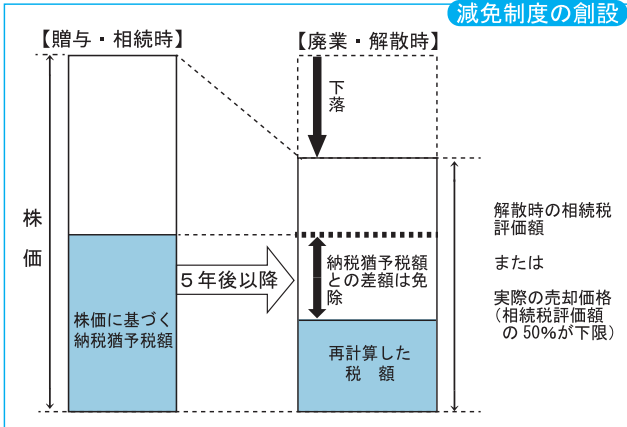


4. 経営環境の変化に対応した減免制度の創設

従来は、後継者が自主廃業や売却を行う際は、たとえ経営環境の変化により株価が下落していた場合でも、承継時の株価を基に贈与税・相続税を納税する必要がありました。

一方で拡充後は事業の継続が困難な一定の理由(※)が生じていれば、5年後以降に自主廃業や株式の売却等を行うときは、廃業・売却時の評価を基に納税額を再計算できることになりました。

その結果、



当初の納税猶予税額と再計算に基づく税額との差額が免除されることとなります。「予測できない状況の変化により株の価値が下落することもあるのに、納税だけは当初のまま納付しなければいけない」ということは後継者にとっては大きな不安材料でした。それが今回の改正によりその不安が軽減されるため、制度を利用しやすくなりま

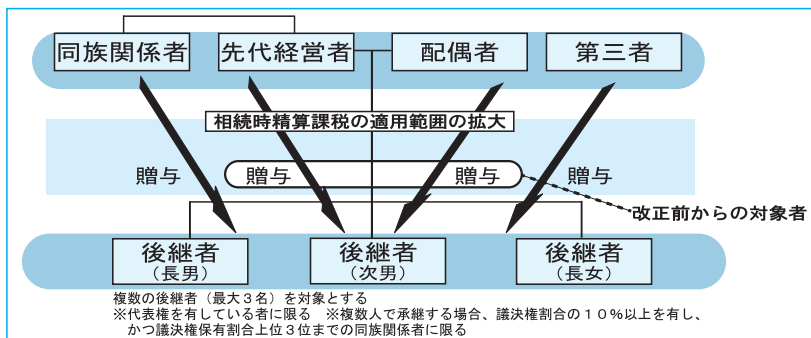
※「事業の継続が困難な一定の理由」の例

5. 納税猶予取消時の相続時精算課税の適用範囲の拡大

- 直前3年間のうち2年以上が赤字
- 直前3年間のうち2年以上、売上が前年と比較して減少等

従来は、相続時精算課税制度は贈与者の子や孫のみが対象となっていました。このため後継者が贈与者の子や孫であれば、納税猶予が取り消されても相続時精算課税制度の適用を受けることができました。が、後継者が贈与者の子や孫でない場合は相続時精算課税制度を適用できないため、将来納税猶予が取り消されたときの税負担リスクがありました。

一方で拡充後は、事業承継税制の適用を受ける場合は、後継者が贈与者の子や孫でない場合にも、贈与者が60歳以上であれば相続時精算課



税制度の適用が可能となります。これにより、親族以外の者を後継者とする場合のリスク回避が可能になります。

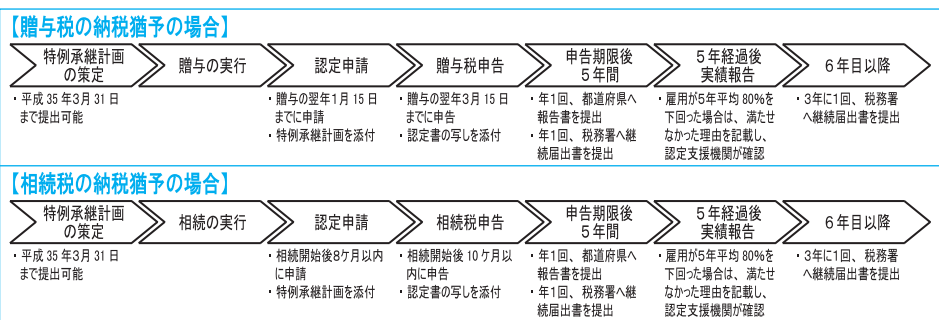
6. 特例を適用するための計画の提出が必要

今回の制度拡充の適用を

- 受けるためには、以下の2点を満たすことが必要です。
- 平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に「特例承継計画」を作成し、都道府県へ提出すること
- 平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与・相続（遺贈を含む）により自社の株式を取得すること。

なお「特例承継計画」とは、会社の概要や後継者が株式を承継した後5年間の経営計画等を記載する書面で、認定経営革新等支援機関の所見を添付する必要があります。

また、平成29年12月31日までに贈与・相続により株式を取得した場合は、特例の認定を受ける（あるいは通常の認定から特例の認定へ切替えを行う）ことはできません。最後に、拡充後の納税猶予を受けるための手続の流れは、以下のようになっています。（下図）



部分がかなり軽減されています。そのため今後事業承継を考える場合には、この特例制度の適用の有無について一度は検討すべきです。今回の特例制度を上手く活用して、事業承継を成功させましょう。

優秀賞作品（10点）

第9回小学生の税に関する
絵はがきコンクール

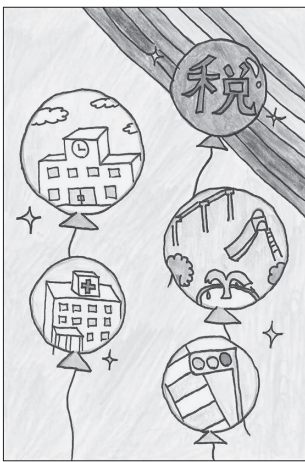
～ 女性部会 ～

このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数3,725点の中から、70点の作品が入賞しました。そのうち、最優秀賞他11点を裏表紙に、優秀賞10点をこの項にてご紹介いたします。

入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前に展示を行いました。また、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

- ◆高崎市役所 7月20日～7月25日
- ◆渋川市中央公民館 7月30日～8月3日
- ◆安中市文化センター 7月27日～8月8日
- ◆高崎市役所群馬支所 8月16日～8月31日
- ◆吉岡町文化センター 7月25日～8月1日
- ◆榛東村南部コミュニティセンター 7月22日～7月29日

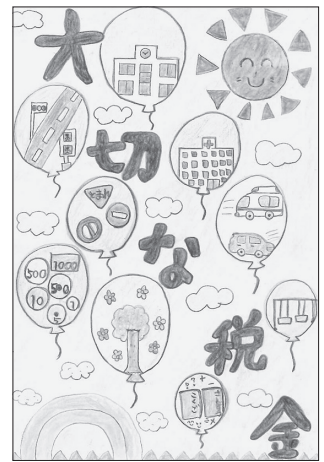
(平成30年度卒業生の作品)



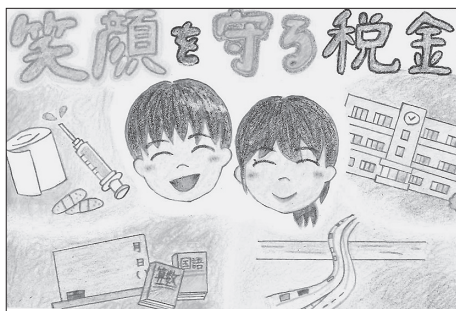
高崎市立中室田小学校
松本萌衣さん



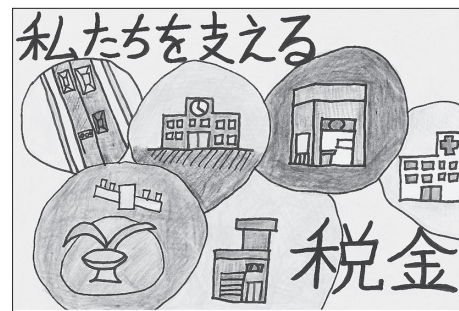
高崎市立桜山小学校
清水権成さん



高崎市立西部小学校
田中愛梨さん



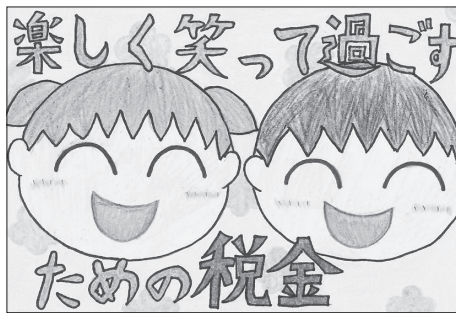
渋川市立豊秋小学校
金子萌乃果さん



高崎市立中央小学校
今枝終太さん



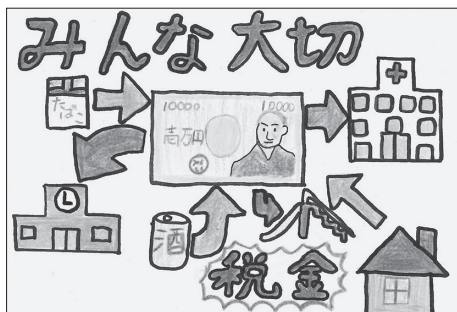
高崎市立多胡小学校
神澤 ころこさん



高崎市立車郷小学校
田嶋 楓香さん



渋川市立中郷小学校
木暮 陸さん



渋川市立三原田小学校
中島 愛華さん



安中市立西横野小学校
吉沢 慈行さん

法人会女性部会

いちごプロジェクト



みんなで出来る夏の節電対策

涼を分かち合うクールシェア

夏の暑い日は、家の電気使用量の半分以上をエアコンが占めています。家庭では、複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を利用することで涼をシェアするなど、1人あたりのエアコン使用を見直すことで節電に取り組むことができます。



部屋をすっきり片付けよう！

グリーンカーテンとはゴーヤや朝顔などのつる性の植物をネットに絡ませて、カーテン状にしたものです。日差しを遮り、植物が吸い上げた水を葉から蒸散するため、周囲の気温を下げられます。緑の見た目も涼しく、ゴーヤやパッションフルーツなどを選べば収穫の楽しみもあります。

手軽な「すだれ」や「よしず」などの自然素材の日よけもオススメです。



基本となる9のメニュー

- ①室温 28℃を心がける。
- ②「すだれ」や「よしず」などで窓からの日差しを和らげる。
- ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ④日中は不要な照明を消す。
- ⑤テレビは省エネモードにするとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
- ⑥炊飯器は朝にタイマーで1日分まとめて炊いて、冷蔵庫等に保存する。
- ⑦冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ⑧温水洗浄便座の温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。
上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
- ⑨リモコンではなく、本体の電源を切る。

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

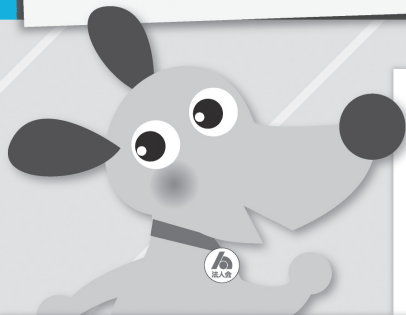
企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

※高崎法人会HPにダウンロードページへのリンクがございます。

女性部会

～平成三十年度～

定時総会を開催

六月二十五日(月)女性部会(岩井加代子部会長)は、マリエール高崎において、定時総会を開催しました。

第一部の定時総会は、竹田高崎税務署長、横田本会会長をはじめ多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約一〇名が出席して開催されました。

次の議案及び報告事項が承認、報告されました。

- 議案第一号 29年度収支決算承認の件
- 報告第一号 29年度事業報告
- 報告第二号 30年度事業計画及び収支予算
- 議案第二号 役員の一部変更承認の件

第二部は、群馬オペラ協会会長でテノール歌手の角



テノール歌手

角田和弘氏

田和弘氏をお迎えし、オペラ鑑賞会を開催しました。角田さんの迫力ある歌声、豊かな表現力に圧倒され、至福のひと時となりました。

その後、部会員相互の異業種交流で親睦を深め、盛会のうちに散会となりました。

青年部会

～平成三十年度～

定時総会を開催

青年部会(竹内一普部会長)は、六月十一日(月)、ホテルグランビュウ高崎において平成三十年度定時総会を開催しました。

総会にご来賓と部会員他を含め、八十四名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決されました。

- 議案第一号 29年度収支決算承認の件
- 議案第二号 役員一部変更承認の件
- 議案第三号 役員一部変更は二名の新任理事として就任されました。



竹内部会長



また、本年度の三十周年記念事業に向けて精力的に取り組んでいる旨が部会長より報告されました。

その後、交流会を行い、その場でも三十周年記念事業に関する意見交換が行われたほか、ご参会いただいた、税理士会青年部の方々や部会員相互の交流を深めました。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

がんをきむ
病气やケガの備えに

ちゃんと応える
医療保険
NEVER

NEW/

生きるための
がん保険
1Days

心配な「がん」の備えに

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Afiac アフラック

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFPササ課-2018-5007-1803023 2月1日

様名

株式会社 梅吉

会員企業紹介



代表取締役
吉田和也

一、所在地

高崎市本郷町七二八一
TEL〇二七―三四三―二五四〇

二、事業概要・会社PR

弊社は昭和38年創業の梅の漬物製造販売業です。平成28年10月に先代の社長から事業承継し四代目となります。地元である旧榛名町、旧箕郷町の南高梅、白加賀梅等を加工した梅干しを主力商品としております。

近年は自社ブランドのかりかり梅「梅よろし」が好評を得ておりますが、定番の梅干しや梅工



社屋外観



商品写真

キス等も根強い人気となっております。また現代人の健康を考慮し、塩を一切使わない塩分0%の梅干しも開発しました。味付けも添加物も使用しておらず、酢と蜂蜜だけで漬けた究極の「無塩梅干し」です。

三、経営理念

安心、安全な国産の梅にこだわり、さらには地元信頼できる生産者から仕入れる事で最高の品質、味と自信を持つております。お客様の満足度を高める為、日々研究を重ね、品質・味の徹底をはかっております。

子持

日輪企画 株式会社

会員企業紹介



代表取締役
入内島幸男

一、所在地

本社・バス事業部
渋川市白井一六六一
TEL〇二七九―二六―七五九六

自動車整備事業部

渋川市中郷四五七―二
TEL〇二七九―二六―二二六二
旅行事業部

前橋市下小出町二―二二―一
TEL〇二七―二二九―〇二五五



二、事業概要・会社PR

弊社は、日常点検、定期点検を徹底し乗務員の指導教育・健康管理など事故防止、環境保全に日々努めております。また、厳しい審査基準を満たした貸切バス事業者に認定される「安全性評価認定制度」の『セーフティバス』マーク1つ星を取得しました。次の更新で2つ星を目指します。

三、経営理念

『コンフォート』は、「快適な」「楽な」「元気づける」という意味です。社員一丸となりお客様に『コンフォートな旅』をご提供します。

Affac
アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
(営業時間) 祝日定休
月〜土曜日 9:00〜18:00
日曜日 10:00〜18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります

土日営業

http://www.idasogo.co.jp

赤城

一年を通して楽しめる果物の里

渋川市赤城地区は、緑豊かな自然に恵まれている地域です。四季折々の楽しみが多く、季節に応じた新鮮な果物は、一年を通して観光客を楽しませてくれます。

赤城地区の果物は、農家の方々が丹精をこめて栽培を行い販売していますが観光農園では、観光客の方を始め多くの方が自分の手で果実を直接採り、その場で新鮮な果物の味を堪能しています。

赤城地区では、1月から6月は「イチゴ狩り」、6月には「さくらんぼ狩り」、6月から8月には「ブルーベリー狩り」、9月から10月には「イチジク狩り」、9月～11月にかけては「リンゴ狩り」を楽し

むことができます。また、赤城地区においては果物（観光農園）だけではなく、自然の「ほたる」や「昆虫」などと出会える場所も多くありますので是非一度渋川市赤城地域へお越しください。お待ちしております。



新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

新会員	部会員	新会員	部会員
箕郷 ① 株式会社森本設備 ② 森本 哲也 ③ 高崎市箕郷町西明屋 ④ ガス配管業	高崎 ① 美Ann ② 安田 清美 ③ 高崎市双葉町 ④ エステティックサロン	高崎 ① 株式会社WECare ② 笠原 考次 ③ 高崎市京目町 ④ 介護	高崎 ① 浅田 武 ② 浅見 武 ③ 高崎市双葉町 ④ 造園業、飲食業
女性 ① 美Ann ② 安田 清美 ③ 高崎市双葉町 ④ エステティックサロン	群馬 ① 株式会社寿浅商 ② 本間 昭寿 ③ 高崎市金古町 ④ 運送業	高崎 ① 株式会社エスワイ建材 ② 須藤 康彦 ③ 高崎市飯塚町 ④ 建設業	高崎 ① 株式会社アスク ② 土屋 邦明 ③ 高崎市矢島町 ④ 建設業
青年 ① 株式会社テッシン ② 石田 洋二郎 ③ 高崎市金古町 ④ 防水業	群馬 ① 株式会社テッシン ② 石田 洋二郎 ③ 高崎市金古町 ④ 防水業	高崎 ① 株式会社至誠堂 ② 大井田 健一 ③ 高崎市南大類町 ④ 不動産賃貸業	高崎 ① 株式会社アンドウ薬局 ② 安藤 俊哉 ③ 高崎市下之城町 ④ 調剤薬局

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局
〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

スーパージェネコンの リニア談合事件

ジャーナリスト 大津 彬裕

の縦穴を開け、地下トンネルから地上への非常口を設置するものである。

大林組、 違反を自主申告

特捜部が他の3社も捜索したところ、「受注調整」という形で談合に關与したことが分かってきた。これは独占禁止法の「不当な取引制限」違反で、巨額の課徴金を課せられるため、大林組は捜索後直ちに公取委に違反を自主申告した。

自主申告すれば、課徴金減免制度により先着順に課徴金が100〜30%減額されるのである。15件全てで4社による談合を認めたこの自主申告で事件は急進展した。

リニアのルートが正式決定された2011年ごろから、発注される工事について4社で受注調整することで合意していた疑いのあることが分かってきたのである。

この4社は、度重なる談合事件に対する社会の批判を受け、2005年に「談合決別宣言」を出した。清水建設も自主申告して談合を認めたが、鹿島、大成建設は談合を否認、全面的に争う方針だ。特捜部は鹿島、大成建設についても捜査を続行中。

東京―大阪438km（うち9割が地下トンネル）をリニアモーターカーで1時間余で結ぶ「リニア中央新幹線」は、政府が深く関わる国家的な大事業で、総工費9兆円の巨大プロジェクトである。

南アルプスの地下41mを25kmのトンネルでほぼ直線に貫く工事もあり、技術力、資本金から見てもゼネコンのうちでスーパージェネコンと呼ばれる4社、大林組、清水建設、鹿島、大成建設しか請け負えないのではないかと見られていた。

JR東海はこれまで計22件の関連工事を発注したが、4社が代表を務める共同事業体は、約7割に当たる15件を3〜4件ずつほぼ均等に受注している。

この中には発注者のJR東海が「3大難関」と位置付ける品川、名古屋駅の工事や南アルプスの工事も含まれている。

これらの工事を巡って、談合の情報を得た東京地検特捜部は2017年12月、民間業者による工事発注で不正な受注をした場合などに適用される偽計業務妨害の疑いで、大林組などの捜索に踏み切った。

きっかけになったのは、大林組と共同事業体が2016年4月、約90億円で受注した「名城非常口」の建設工事。名古屋市内の公園跡地に深さ90m、直径40m



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ
病気やケガの備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER

NEW

生きるための
がん保険
Days 1

心配な「がん」の備えに

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

Afiac アフラック

群馬支社 〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー 13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFツタ保-2018-5007-1803023 2月1日

高齢者の立場で見る 「ダイバーシティ経営」と 「働き方改革」

ジャーナリスト 海部隆太郎

人生100歳時代が到来するといわれている。順調ならば、自分も100歳まで人生を謳歌することになるだろう、と勝手に考えてしまう。まずは最後の日まで健康であり続けることを目標にしていく考えだが、その過程にある不安がぬぐい切れない。

これといった趣味を持たないので、何をして長い余生を過ごせばいいのか分からない。人の役に立つことで知力、体力を使えばいいのだが、それが何か答えが見つからない。目標達成のためには、やりがいを持ち、張りのある日々を送ることが必要だ。それでしか心身の健康が保てないと思う。また猶予期間はある

はずだから、焦らずに探していくしか道はなさそう

この個人的課題を解消するため人生をエンジョイする先輩たちと積極的に会うことにした。懐かしい顔を見て楽しい時間を過ごせたのは良いが、自分の余生の参考になればとの思いはかなわず、むしろ混迷を深めるばかりとなった。

肉体を鍛えることに情熱を燃やす人、囲碁とゴルフ、さらに釣りを日替わりで楽しむ人、ブリーダーと間違えそうなほど愛犬を増やすことに喜びを感じている人、起業した息子の会社を支える使命に燃える人など、自分にはできない取り組みばかり。

現時点での結論は、人の生き方を真似るのではなく、自分に合った目的を、忙しく探す日々を送れば良い、と開き直ろうと考えている。とにかく「青い鳥」を求め情報を収集し外に出ること。生産性は無視し「忙中閑あり」と豪語する日々を目標を再設定する。こう思うと焦る気持ちが不思議に落ち着く。

やりがい無視の高齢者活用に疑問

障害者、外国人など多様な人材活用が日本経済を再生するとしている。確かに女性、障害者、外国人が活躍することで、とかく閉鎖性が指摘される日本社会が活性化する効果は期待できるだろう。だが、問題は高齢者の扱いだ。

労働人口の減少と年金支給を補うことが主目的だとすれば、何ともやりきれなさが残ってしまう。ダイバーシティ経営への取り組みは大賛成だが、これだけでは労働人口の減少には対応できない。だから「働き方改革」を通し、労働生産性を向上させる流れになると理解する。

高齢者の生き方は、高齢者になってから考えるのでは遅い。働き盛りの時期は目の前の仕事に没頭しているので余裕がないから、やはり定年が近づいてから考えるのが一般的だろう。何も考えずに歳を重ねるのだけは避けるべき。

生活に充実感をもたらすような働ける場合は、一般的な高齢者にとって極めて限定的だ。政府は「ダイバーシティ経営」を企業に呼びかけ、高齢者を含め女性、

働くことの基本的な考え方に手をつけようとする施策は賛成だが、働くことだけが人生ではないという取り組みも追加できないだろうか。やりがい、生きがいを働くことの前に位置づけることが定着すれば、私のような悩みは激減すると思うのだが。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

税理士会

税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会
高崎支部 広報部長 田中直人

にせ税理士に
ご注意ください

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことは出来ません。(注)

ところが、毎年、税理士でない「無資格者」によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。

今年3月には、水戸署が会社員男性を、税理士法違反の疑いで水戸地検へ書類送付しました。容疑は、税理士の資格がないにもかかわらず、法人や個人から依頼を受け、平成27年から29年の間に、21通の確定申告書等の税務書類などを作成した疑いです。男性は容疑を認めています。

このような事に巻き込まれないように注意をしてください。
参考としましては、私

ち税理士は、「税理士証票」を携帯し、「バッジ（税理士会員章）を着けています。また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登録されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が、管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご利用ください。



「税理士会員章」

(注)：弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは、日本税理士会連合会とは、一切関係がありませんので、ご注意ください。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

無料相談所の開設

税理士会高崎支部では平成30年4月以降も高崎市役所をはじめとして、渋川市役所、安中市役所、吉岡町役場、榛東村役場並びに、各市町村の支所等において、無料税務相談を実施する予定です。こちらもぜひご利用ください。
ご予約等される方は、ご

希望される市町村へ連絡をお願いいたします。詳しい日程は、下記の日程表又は、各市町村広報誌等をご覧ください。

市町村名 支所名	高崎市								渋川市		安中市		吉岡町	榛東村
	本庁	榛名	倉渕	箕郷	群馬	新町	吉井	本庁	本庁	松井田				
平成30年	4月	17日						17日	5日					
	5月	15日						13日	10日					
	6月	19日		1日	12日	8日	5日	6日	18日	7日			18日	22日
	7月	17日							5日	5日				
	8月	21日							17日	8日	22日			
	9月	18日		18日	11日	7日	5日	5日	12日	6日		18日	21日	
	10月	16日	18日						18日	3日	26日			
	11月	20日	15日						21日	7日		16日		
平成31年	12月	18日	20日	4日	11日	7日	5日	5日	12日	5日	17日		7日	
	1月	15日												
	2月	19日												
	3月	19日												

相談所開設時間は、高崎本庁、渋川市、安中市、榛東村は13時～16時 高崎市の倉渕支所は、13時30分～15時30分
高崎市の榛名、箕郷、群馬、新町、吉井支所は、13時30分～16時30分 吉岡町は、13時30分～16時

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸話**
 「デザイン—新しい
 収入印紙と印紙税」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 山本 享靖

収入印紙とは、印紙税に代表される租税、手数料・罰金その他の収納金の徴収のため、政府が発行する証券です。その収入印紙の偽造が後を絶たないことから、国税庁は、三十一券種のうち、額面二百円以上の十九券種について、本年七月一日から偽造防止の加工を施したデザインに一新することに決定しました。

デザインの変更は二十五年ぶりで、新しい収入印紙には見る角度を変えると「日本」という文字や桜の花の絵が立体的に浮かぶほか、紫外線ランプで照らすとローマ字の「NIPPON」という文字などが光って見えるなど特殊なインキを使った偽造防止が施されています。因みに、収入印紙を偽造することは、印紙犯罪処罰法という法律で罰せられます。

【課税文書と印紙税】

ところで、商取引に不可欠なのが印紙税との付き合いですが、そもそも印紙税

の納付は、課税文書に所定の額面の収入印紙を貼り付け、印章又は署名で消印することによって行うものです。この納税の義務は、印紙税法第二条に定められています。

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

印紙税法の別表第一には、課税対象となる文書が一覧化されており、例えば、第二号文書

請負に関する契約書… 工事請負書、広告契約書など
 印紙税の金額は、契約書に記載された契約金額によつて決まり、非課税から六十万円まであります（現在は軽減措置の適用があり最高税額は四十八万円です）。

第十七号文書
 金銭又は有価証券の受取書、領収書など

印紙税の金額は、売上代金に係る受取書と売上代金以外の受取書の区分によつて異なりますが、領収書の

課税最低限が三万円から五万円になったのは平成二十六年のことであり、記憶に新しいところです。

課税文書に収入印紙を貼らないと、印紙税の納付を怠ったということになり、この場合、納付すべきだった三倍の金額が徴収されますので要注意です。

【印紙税の歴史】

歴史を紐解くと、日本で収入印紙による納税制度が始まったのは、一八七三年（明治六年）に制定された「受取諸証文印紙貼付心得方規則」が最初です。この時、地租改正があり農業と商業から安定的な税収確保が得られるため印紙税が採用されたようです。さらにさかのぼって印紙税の起源を調べてみると、一六二四年オランダがスペインとの独立戦争（八十年戦争）で財政が窮乏し、新たな税収確保の手段として制定されたもので、他の税金と比べると国民に重税感を与えにくいという特徴があり各国

に普及した模様です。


【電子化と印紙税】

日本でも百五十年近い歴史がある印紙税ですが、手続きの電子化が進み、課税文書の現物の交付に替えて、PDFファイル等の電磁的記録に変換した媒体を電子メールを利用して送信したときは、課税文書を作成したことに当たらないので印紙税の課税原因は発生しないというのが国税庁の見解です（国税庁文書回答事例より）。ただし、電子メールで送信した後に課税文書の現物を別途持参するなどの方法により相手方に交付した場合には、課税文書の作成に該当し、現物の文書に印紙税が課されます。バーチャルの世界が広がっている昨今、何ともアナログベイシックな課税だとは思いませんか。



平成31年1月からe-Taxの利用手続が (2019年) より便利になります


①



今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…
来年も税務署に行くのが大変だなあ

②


マイナンバーカード方式!



マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ!

ええ そうなんだ!


③



でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、ICカードリーダライタも持ってないよ どうしよう…

④

ID・パスワード方式!



そういう方も大丈夫! 税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ!

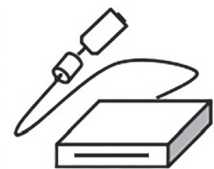
知らなかったよ!

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ!



- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。
- ・すでにe-TaxのID（利用者識別番号）を取得している方もe-TaxのID・パスワード（暗証番号）が不要になります。

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方は…

ID・パスワード方式

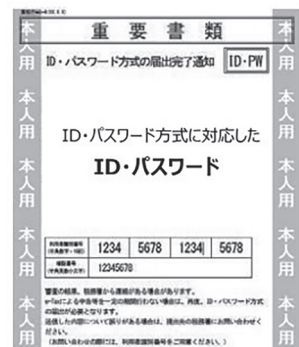
用意するものは、次の2つ!

ID・パスワード方式に対応した



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

- ・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及びICカードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

平成31年（2019年）1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

平成31年（2019年）1月から
いつでもどこでも**スマホ**で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して**e-Tax**で送信すれば**申告完了!**
（ICカードリーダライタ不要）
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要!**
（自宅で保管する必要があります）
- 申告書の控え**はPDF形式で**スマホに保存!**

印刷も要らなくなるんだね。



※ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年（2019年）1月からマイナンバーカードとICカードリーダライタを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年（2019年）1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Taxでの申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。（国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。）

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長について

平成30年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、租税特別措置法の一部が改正され、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、**平成30年4月1日から平成32年（2020年）3月31日までに**作成されるものについても、印紙税の軽減措置が適用されます。

※これまでは、平成9年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象（平成26年4月1日以後作成される契約書については一部拡充）とされていました。

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの及び「建設工事請負契約書」のうちその契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもので、平成32年（2020年）3月31日までの間に作成されるものです。

なお、不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「**契約金額**」欄に掲げる金額の区分に応じ、「**軽減後の税率**」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考（軽減額）
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円（50%軽減）
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円（50%軽減）
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円（50%軽減）
500万円超 1千万円以下		1万円	5千円	5千円（50%軽減）
1千万円超 5千万円以下		2万円	1万円	1万円（50%軽減）
5千万円超 1億円以下		6万円	3万円	3万円（50%軽減）
1億円超 5億円以下		10万円	6万円	4万円（40%軽減）
5億円超 10億円以下		20万円	16万円	4万円（20%軽減）
10億円超 50億円以下		40万円	32万円	8万円（20%軽減）
50億円超		60万円	48万円	12万円（20%軽減）

（注）不動産譲渡契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が10万円以下のもの、建設工事請負契約書のうち、その契約書に記載された契約金額が100万円以下のものは、軽減措置の対象となりません（税率200円）。また、契約書に記載された契約金額が1万円未満のものは非課税となります。

表紙説明

『くらぶち英語村』開村

くらぶち英語村は、子供たちが親元を離れ英語で共同生活を送る山村留学施設です。

日常会話を全て英語で行うという山村留学は全国でも初めての取り組みです。ネイティブスピーカーのスタッフの生きた英語に囲まれながら生活することで、英語力を身に付け、国際感覚豊かな子どもたちを育成しようというものです。

休日は、倉渕地域の豊かな自然環境や文化を体験する活動を実施。自然体験などを通じて生きる力を育むとともに、実践的な英語力を身に付けていきます。

現在、通年コースの第1期生として、小学校2年生から中学校3年生までの21名が留学しています。他にも、土日に行う週末コース、夏休み、冬休みに行う短期コースを実施します。

くらぶち英語村の開村により、留学する子どもたちや保護者との交流が進み、地域に新たな活気が生まれることが期待されます。



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



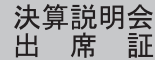
法人だより第169号

平成30年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
 (発行所) 一般社団法人 高崎法人会
 〒370-0006
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
 U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
 (企画・編集) 広報委員会:委員長 川崎 信行
 (編集・印刷) 荒瀬印刷株式会社

法人会会員証シール のご案内 研修会出席証シール



(ブルー)



(オレンジ)



(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。

このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

《書類を提出し申告される皆様へ》

◆法人会会員証シール

◆研修会出席証シール

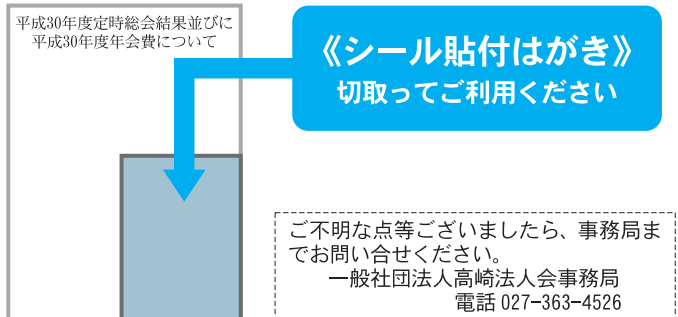
左下の小さなシールを「法人税確定申告書(別表1)」の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。

※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イータックスで申告される皆様へ》

「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきを、今号に同封させていただきましたので、ご利用いただければ幸いです。



自動振替で会費を納入 頂いている皆様へ

振替日変更のお知らせ

平成27年度から振替日が変更となっております。

旧) 7月15日

新) 7月22日

※土日祝日の場合は翌営業日

第9回

税金に関する

平成29年度

絵はがきコンクール



(平成29年度
卒業生の作品)



【税理士会支部長賞】
高崎市立長野小学校

上野 晴香 さん



【高崎税務署長賞】
高崎市立新町第一小学校

松本 美空 さん



【最優秀賞】
高崎市立堤ヶ岡小学校
大澤 遼太郎 さん



【吉岡町長賞】
吉岡町立駒寄小学校

井草 青空 さん



【安中市長賞】
安中市立原市小学校

久保 心晴 さん



【渋川市長賞】
渋川市立古巻小学校

佐藤 音々 さん



【高崎市長賞】
高崎市立八幡小学校

佐佐 陽菜 さん



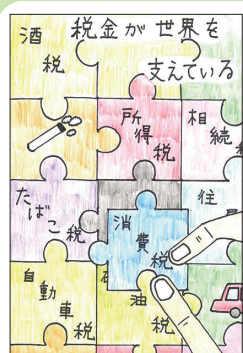
【高崎法人会青年部会長賞】
高崎市立倉賀野小学校

島田 朱莉 さん



【高崎法人会女性部会長賞】
高崎市立箕輪小学校

野村 心花 さん



【榛東村長賞】
榛東村立北小学校

山田 里奈 さん



← H30・2・22開催
審査会



← H30・3・11開催
表彰式



【高崎法人会長賞】
高崎市立南八幡小学校

竹内 瑛夢 さん

※優秀賞はP13～14に掲載しています。